

附 属 資 料

いしかわの森づくり検討委員会 設置要綱	1
いしかわの森づくり検討委員会 委員名簿	2
検討状況	3
参考図表	10
用語解説	26

いしかわの森づくり検討委員会 設置要綱

(設置目的)

第1条 森林・林業をめぐる現状と課題をふまえ、石川県における新たな森林整備の推進に必要な事項を検討するため、「いしかわの森づくり検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、自治体の長、学識経験者、企業・経済団体、県民・住民団体及び林業関係者からなるものとし、別紙のとおりとする。

2 委員会には、委員長を置くものとし、その選出は委員の互選とする。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が主催する。

2 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

4 委員会は、必要と認めるときは、部会を設けることができる。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、平成17年12月31日までとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、農林水産部森林管理課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、その都度、石川県農林水産部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年5月27日から施行する。

いしかわの森づくり検討委員会 委員名簿

	氏 名	役 職 等
委員長	丸 山 利 輔	石川県農業短期大学 学長
委 員	有 川 光 造	かが森林組合 代表理事組合長
委 員	石 倉 紀久子	医療法人社団「和泉会」佐原病院 事務次長
委 員	大 西 亮 子	石川県婦人団体協議会 副会長
委 員	梶 文 秋	輪島市長
委 員	角 光 雄	松任市長
委 員	木 場 正 彦	協同組合能登木材総合センター 専務理事
委 員	米 谷 恒 洋	株式会社北國銀行 代表取締役副頭取
委 員	佐々木 潤 子	金沢大学 法学部助教授
委 員	鶴 山 務	石川県町会区長会連合会 会長
委 員	中 島 史 雄	金沢大学 大学院法務研究科教授
委 員	西 村 昭 孝	石川県商工会議所連合会 専務理事
委 員	南 洋 子	石川県商工会 女性部連合会 会長
	(13名)	

(敬 称 略)

検 討 状 況

・第1回検討委員会要旨（平成16年 6月 4日）	．．．．．	4
・第2回検討委員会要旨（ 7月 7日）	．．．．．	5
・第3回検討委員会要旨（ 9月16日）	．．．．．	7
・第4回検討委員会要旨（ 11月 5日）	．．．．．	8
・第5回検討委員会要旨（平成17年 1月14日）	．．．．．	9

第 1 回いしかわの森づくり検討委員会要旨

1 日時 平成 16 年 6 月 4 日 (金) 13:30 ~ 15:00

2 場所 県庁行政庁舎 1 1 1 0 会議室

3 出席状況 出席委員 10 名 (全委員 13 名)

4 議事概要

(1) 委員の互選により石川県農業短期大学の丸山利輔学長を委員長に選任

(2) 事務局から森林の現状等について資料説明の後、意見交換

5 主な発言内容

(1) 森林整備

- ・ 将来の飲料水を確保するためには、森林を守ることが必要。
- ・ 間伐などの森林整備への支援を、全県的に協力してもらおう体制が望まれる。
- ・ 木材価格の低下や作業員の高齢化、特に能登地方では平成 3 年の台風被害による影響から所有者の経営意欲が低下しており、森林整備を進める上で援助が必要。
- ・ 木材価格の低下、外材との競争の中で林業は極めて厳しい状況にあるが、森林整備は非常に重要であり、何ができるか考えることが必要。
- ・ 森づくりをしていくための財源をどうするかが、一番の問題。
- ・ 森づくりが自分の問題であることを普及啓蒙したり、民間でやれる取組の活性化を行うことが必要。

(2) 県産材の活用

- ・ 外材が原因で林業の採算性が悪化している。県産材をどんどん使えば森林所有者も元気が出るし、森林に活力が戻る。
- ・ 木造の大型建築物は規制されており、その見直しが必要。
- ・ 森林の窮地を救うために、木をもっと使うことが必要。
- ・ 木材の消費をしながら、森林を育てていくことが大事。

(3) その他

- ・ 山を管理する人がいなくなっていく中で、共同管理のシステムを検討してはどうか。
- ・ 中学校などで森林に関する勉強を意識的に行うことが必要。

第 2 回いしかわの森づくり検討委員会要旨

1 日時 平成 16 年 7 月 7 日 (水) 13:30 ~ 15:30

2 場所 県庁行政庁舎 1109 会議室

3 出席状況 出席委員 11 名 (全委員 13 名)

4 議事概要

(1) 森林の有する公益的機能について

(2) 森林・林業に関わる活動等の事例について

私の目指す林業 (石川県健康の森 総合交流センター館長 石下哲雄)

- ・ 戦後以来、造林を進めてきたが、材価の下落、林業労働者の減少高齢化などから、森林所有者の林業経営に対する意欲が低下している。
- ・ 森林の公益的機能を発揮させるには、健全な森林の育成が必要で、そのためには「健全な森や緑の守り手」が必要不可欠である。
- ・ 利益追求型の林業が難しくなっている今、遊び心を持って愉しく山づくりをする発想が大切と考えている。
- ・ 山は個人のものという考えから、公益的機能があることによる社会全体のものという認識を持つことが大切である。

いしかわ漁民の森づくり運動 (珠洲漁業士会会長 濱田昭夫)

- ・ 平成 8 年に珠洲市で開催された「全国海づくり大会」を契機に、「水産資源を育てる源は、川上の豊かな森づくり」からと、珠洲市内の漁民が「いしかわ漁民の森」に、ケヤキを植栽した。
- ・ 平成 11 年に珠洲漁業士会を結成し、豊かな海の繁栄を目指し、下刈りを行うことしたが、「なぜ、漁師がそんなことをするのか」と最初は理解してもらえなかった。
- ・ 現在では、多くの人の理解と協力を得て「漁民の森づくり運動」を実施しており、また、海の日には漁港の清掃活動も行っている。

5 主な発言内容

(1) 森林の公益的機能

- ・ 森林・林業については、経済問題よりも環境問題として検討すべき。
- ・ 森林の公益的機能の評価額が大変大きいことを県民に知らせることが必要。
- ・ 外材輸入によって輸出国も森林の公益的機能に支障をきたしている。
- ・ 木材は輸入可能だが、森林の機能は外国はおろか他県からも移入できず、森林整備はその地域で行わなければならない。そのための費用負担としての税は、納税者の理解が前提となる。

- ・ 森づくりを検討するにあたり、「漁民の森づくり運動」などの取組を県内に広げていくことが大事。

(2) その他

- ・ 森林整備を行うにあたりNPO等を活用するなど、県民意識を高めるべき。
- ・ 森林を守ることや県産材の振興が大切であることを、子供たちを含め県民にアピールすべき。

第3回 いしかわの森づくり検討委員会要旨

1 日 時 平成16年9月16日(木) 13:30~15:10

2 場 所 県庁行政庁舎1109会議室

3 出席状況 出席委員 11名(全委員13名)

4 議事概要

(1) 第2回検討委員会の要旨について

(2) 現地調査の結果について

(3) 森林の整備に関する制度について

5 主な発言内容

(1) 現地調査について

- ・ 手入れ林と手入れ不足林を調査して、土壌による保水能力の違いなど大変参考になった。このことを広く県民に知らせて欲しい。

(2) 森林管理について

- ・ 管理されていない森林を整備するには、森林ボランティアだけではできない。
- ・ 戦後からスギの植林を進めてきたが、環境林としての視点から、広葉樹の育成も必要ではないのか。
- ・ 森林所有者は国策として森林整備にまじめに取り組んできたが、材価の低迷などから、今の人工林の状況はやむを得ないことを理解していただきたい。

(3) 財源について

- ・ 水源の維持など、公益的な機能がある森林を保全するため、県民の理解を得て負担を求め、森林整備の財源に充てるべき。
- ・ 森林整備するために、どういうことをやり、そのために費用がどれだけ必要となり、今の財源ではどれだけ足りないのか明確になっていない段階で、税の議論は早すぎる。
- ・ 間伐などの森林整備にあたり、必要な費用や対象となる面積等の長期的な大枠が示されないと、次の検討に進めない。
- ・ 他県のように水道料金に上乘せする方法では、県水を利用する人に負担が限られ、不公平感がある。

(4) その他

- ・ 地産地消が叫ばれる中で、地域の環境にあった県産材を使うことが大事である。
- ・ 単に森林整備の財源を検討するだけでなく、子供達に対する森林環境教育などのソフト対策も必要である。

第4回 いしかわの森づくり検討委員会要旨

1 日 時 平成16年11月5日(金) 13:30~15:30

2 場 所 県庁行政庁舎1109会議室

3 出席状況 出席委員 10名(全委員13名)

4 議事概要

(1) 第3回検討委員会の要旨について

(2) 森林に関する県民意識調査の結果について

(3) 新たな森林整備の方策について

5 主な発言内容

(1) 森林に関する県民意識調査について

- ・ 森林への関心や 森づくりへの協力意識が高いことが理解できた。

(2) 新たな森林整備の方策について

- ・ 森林問題は幅が広く、いろいろな側面があるが、委員会では おもに手入れ不足林2万9千haについて検討していく。
ただし、マツ林の問題や里山の活用、竹林の拡大防止対策についても問題として扱うべき。
- ・ 現行制度では、36年生以上の森林や奥地の森林の整備が進まず、ますます荒廃していくと考えられ、新しい制度が必要。
- ・ 高知県方式では、10年間の伐採禁止や40%以上の間伐率の条件が付いているが、これは経済林としての考えを放棄するものであり、甘い条件ではない。
また、岡山県方式の自己負担を出す方法では整備が進まないと思われる。
- ・ 新制度による森林整備は従来型の整備と調和をとりながら、森林所有者の意志を尊重し進めていくべきであり、ある程度 県がリーダーシップをとっていく方式がよいのではないか。
- ・ 森林整備の実施主体は、県だけではなく森林組合との両立を考えていくべき。
- ・ 各県の事例も参考にしながら石川県独自の森林整備の方式を検討すべき。
- ・ 県民全体が、それぞれの能力に応じて何らかの森づくりに参加し、森林に対する理解を深めていける方策を考えていくことが必要。

第5回 いしかわの森づくり検討委員会 要旨

参 考 図 表

・ 森林の有する公益的機能	11
・ 水源のかん養	11
・ 山地災害の防止	11
・ 保健・文化的活動の場の提供	12
・ 生活環境の保全	12
・ 木材の生産	13
・ 森林の公益的機能の評価額	13
・ 石川県の森林・林業の状況及び課題	14
・ 森林の状況	14
・ 林業経営の状況	15
・ 森林の課題	17
・ 現地調査の結果	18
・ 公益的機能の回復のための取組事例	19
・ 森林の整備に関する制度	20
・ 石川県（民有林）における間伐の実施状況	20
・ 保安林制度	21
・ 森林に対する県民の意識	22
・ 石川の森林に関する県民意識調査の結果	22
・ 今後のいしかわの森づくりのあり方	24
・ 広葉樹との混交林	24
・ 他県における新たな森林整備制度の事例	25

森林の有する公益的機能（本文1ページ関連）

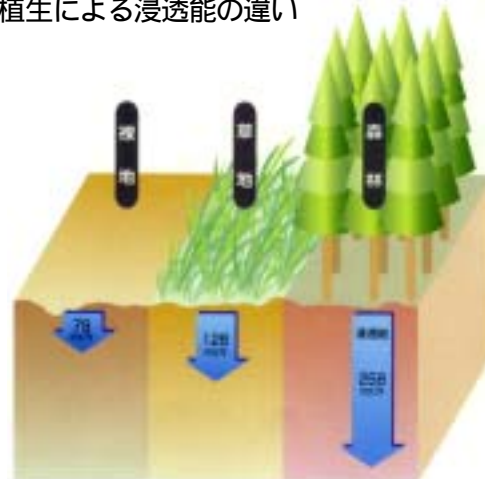
水源のかん養

森林の土壌は、スポンジのように隙間がたくさんある構造になっており、地表に到達した雨水や雪どけ水をすみやかに地中に浸透させ、徐々に河川等へ流出させることにより、渇水や洪水を緩和する働きがある。

さらに、この過程で、水の富栄養化等の原因となる窒素、リンなどを吸着・吸収するとともに、基岩からミネラルを溶出し、おいしい水をつくる。

また、石川県は、降水量が全国平均の1.5倍もある多雨地域であるが、河川の勾配が急で短いため、降雨がすぐに海に流れ出すなど、水資源の利用が困難な自然条件下にある。そのため、森林の水源かん養機能は、水を安定的に利用するうえで大変重要な働きを果たしている。

植生による浸透能の違い



資料：村井宏・岩崎勇作「林地の水および土壌保全機能に関する研究」1975

山地災害の防止

森林は、地中深く伸びた樹木の根が土壌をしっかり押さえているため、山崩れが起こりにくくなる。また、下草、落ち葉に覆われている森林では、これらが土壌を保護して浸食・流出を抑制している。

このように、森林は土砂の崩壊、流出を抑制することにより、山地の荒廃や災害を防ぐ働きをしている。

樹木の根の様子



森林と裸地の土砂流出量



資料：丸山岩三「森林水文」実践林業大学 1970

保健・文化的活動の場の提供

森林は山岳、渓谷等と相まって美しい景観を構成している。また、植物が発散する「フィトンチッド」を浴びてリフレッシュする森林浴やレクリエーション、環境教育の場を提供している。

また、森林は多様な生物の生息・生育の場となっており、遺伝子や生物種、生態系の保全に役立っている。

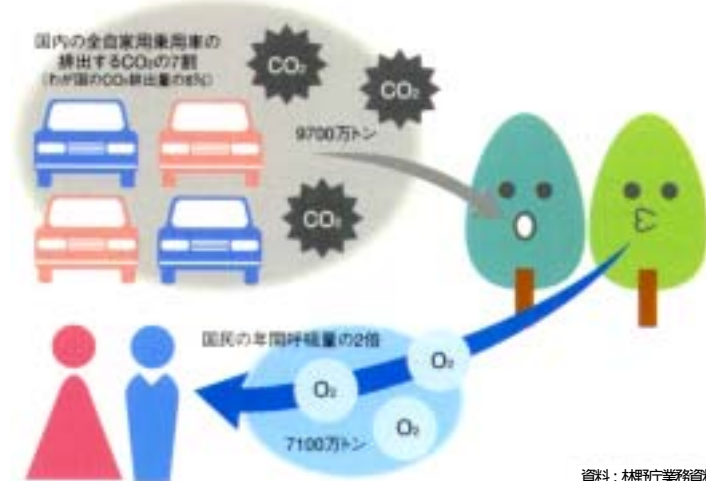
保健保安林（小松市尾小屋地内）



生活環境の保全

森林は、光合成により酸素を供給し、二酸化炭素を吸収・固定して、地球温暖化防止に重要な役割を果たしている。また、風害、飛砂の防止などに役立っている。

二酸化炭素吸収と酸素の供給



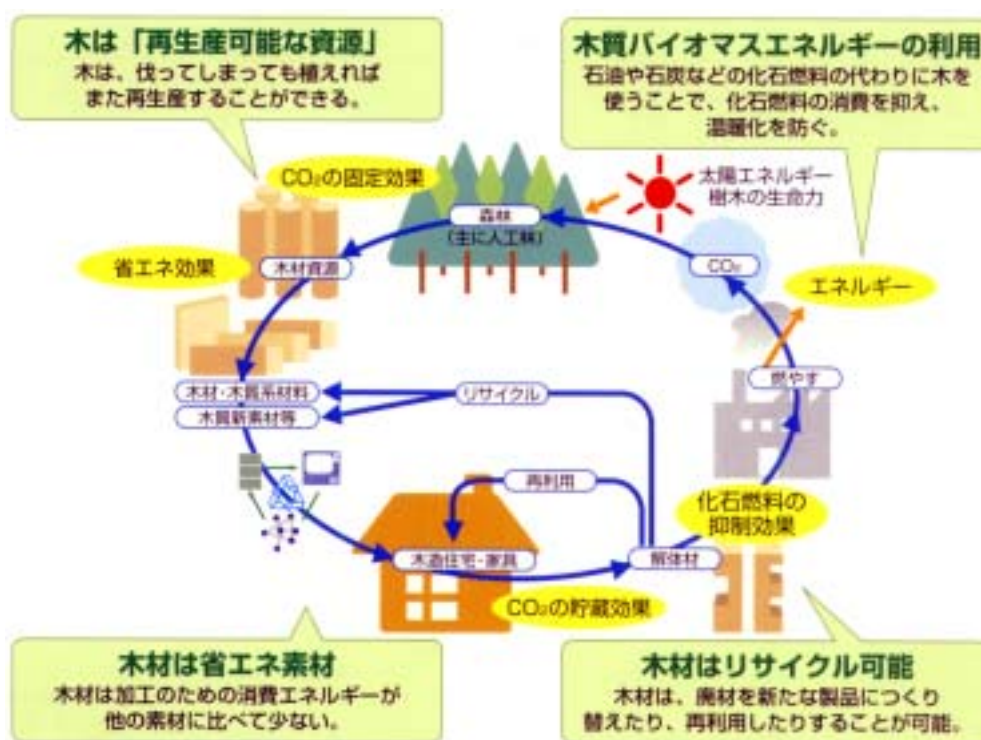
木材の生産

森林から生産される木材は、金属や石油化学製品などと異なり、適切に森林を管理すれば半永久的に再生産が可能な資源である。

鉄やアルミニウム等と比べ、加工のための消費エネルギーが少ない省エネ材料であるばかりか、廃材から新たな製品をつくるなどリサイクルも可能で、最終的には石油や石炭などの代わりに燃料とすることにより、化石燃料の消費を抑える効果がある。

森林は、このような再生産可能な資源である木材を生産し、循環型社会の構築に役立っている。

森林を活用した循環型社会システム



資料：林業発展資料

森林の公益的機能の評価額

森林の公益的機能の評価額（年間）

機能	全国	石川県
水源かん養関連	29兆8,500億円	6,800億円 (2.3%)
山地災害防止関連	36兆7,000億円	4,180億円 (1.1%)
保健文化関連	2兆2,500億円	210億円 (0.9%)
生活環境保全関連	1兆4,600億円	160億円 (1.1%)
合計	70兆2,600億円	1兆1,350億円 (1.6%)

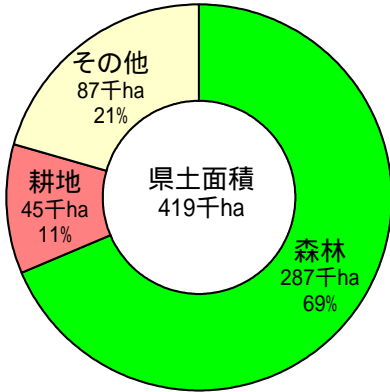
注：1 日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」(H13.11)における評価手法に基づき県で試算

2 ()は対全国比

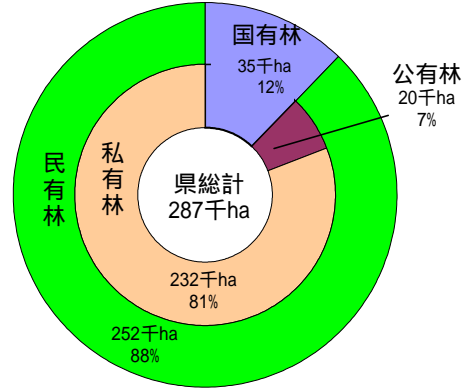
石川県の森林・林業の状況及び課題（本文1～3ページ関連）

森林の状況

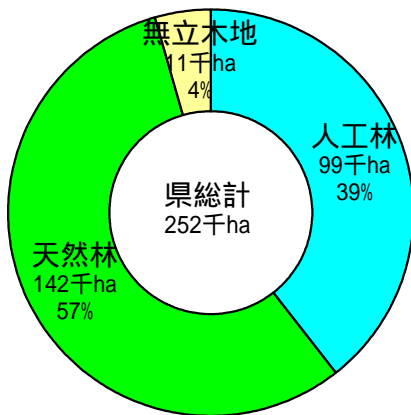
土地利用別面積（H14）



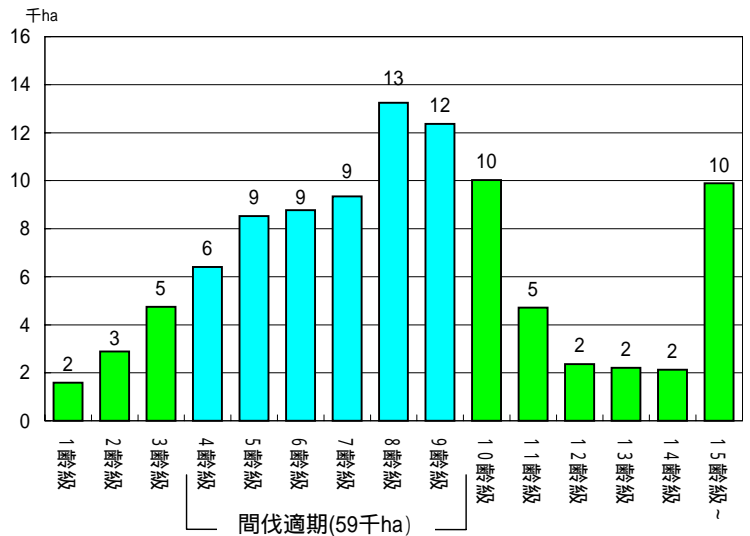
森林の所有形態（H14）



森林（民有林）の現況（H14）



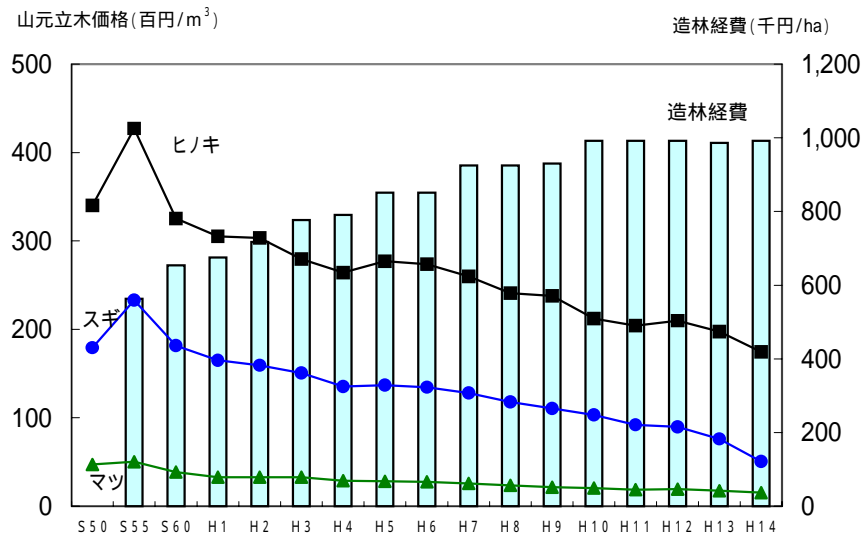
人工林の齢級構成（H14）



注：齢級とは、樹木の年齢を5年刻みで区分する単位で、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級などとして統計上の整理をしている。

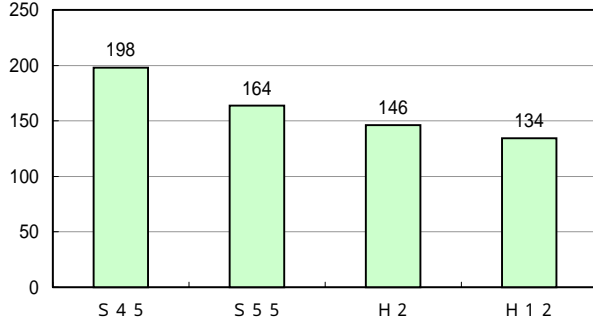
林業経営の状況

立木価格と造林経費の推移

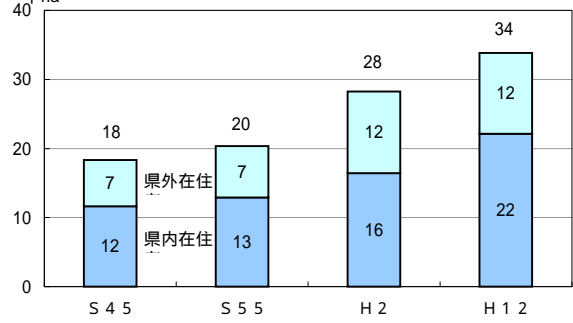


注1：山元立木価格は、日本不動産研究所「山元立木価格調」による。
 注2：造林経費の算出は、スギ拡大造林2,500本/ha植栽の標準単価による。

石川県の林家数の推移



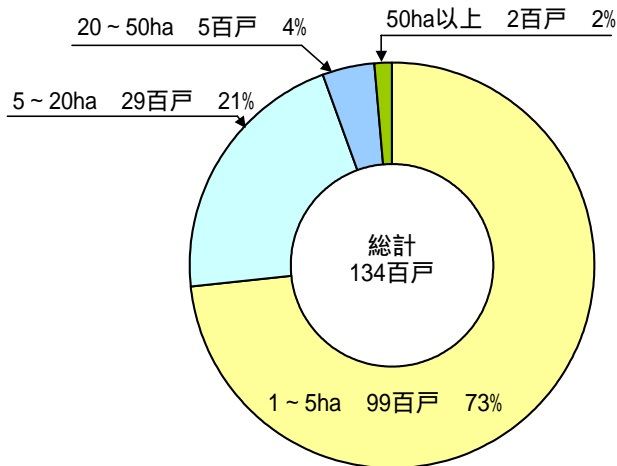
石川県の不在村者所有森林面積の推移



林家とは保有山林が1ha以上の世帯。

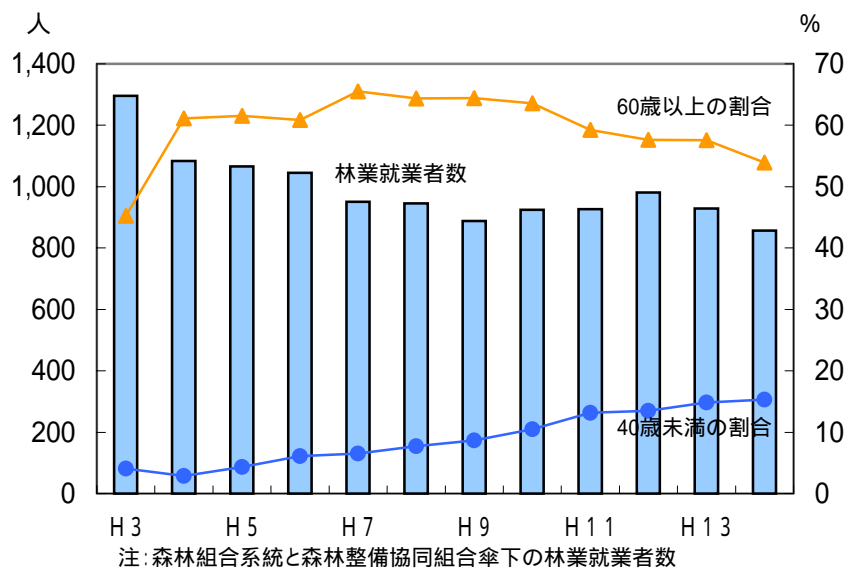
資料：農林水産省「世界農林業センサス」

山林保有規模別林家数



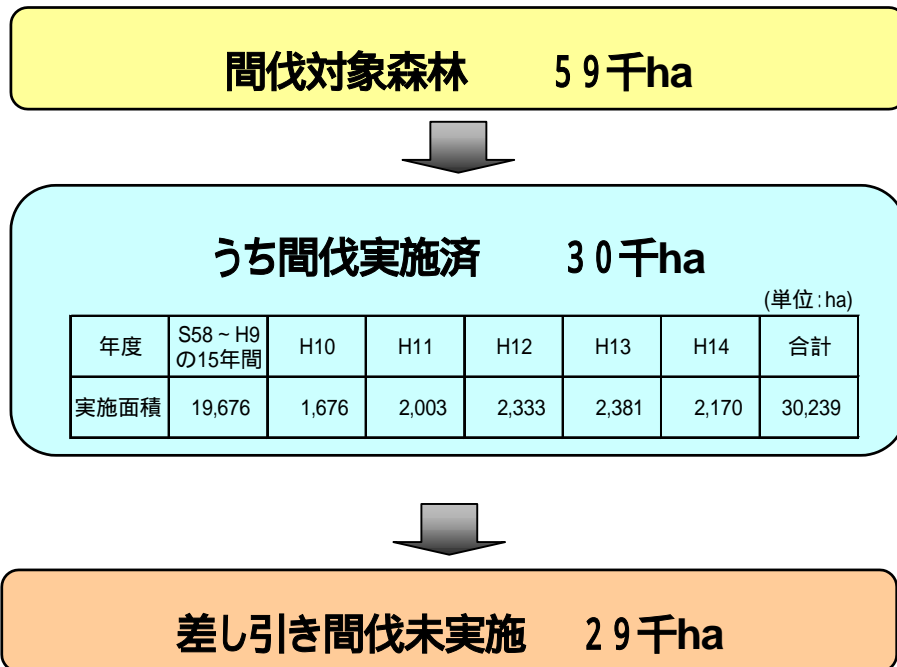
資料：農林水産省「世界農林業センサス」

林業就業者数と年齢構成の推移

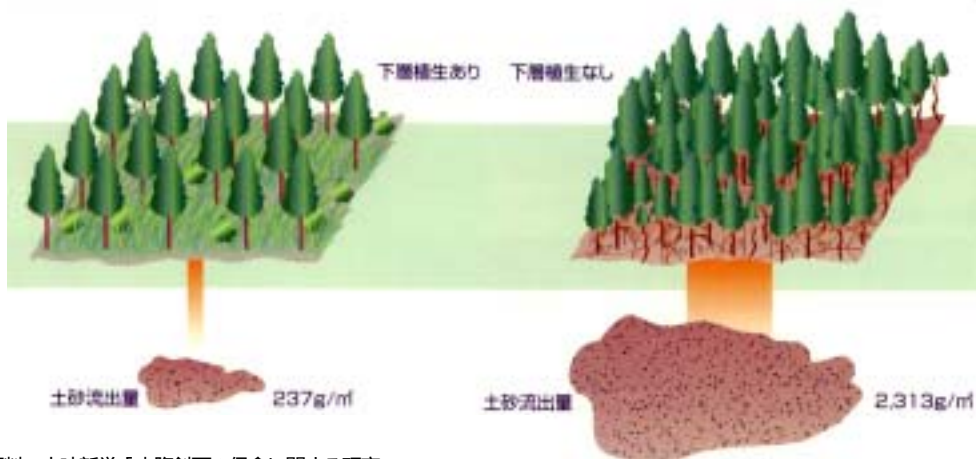


森林の課題

過去20年間の間伐実施状況



下層植生の有無と土砂流出量



資料：大味新学「山腹斜面の侵食に関する研究」1974
(38年生ヒノキ林における調査)

現地調査の結果

手入れ林（白山市（旧白峰村）そぶ池地区）

（手入れ状況）

国道に隣接した森林で、植林後の下刈及び枝打作業が適度に行われ、最近では不良木等の間伐作業が行われている。

（林地の状況）

林内は比較的明るく、下草等も繁茂し、トチノキなどの高木性の広葉樹も育ちつつある。

（経営の可能性）

今後も、適度な抜き伐りを行い、80年生以上の長伐期施業を指向することで経営可能と見込まれる。

（今後予想される状況）

林業経営を通じて、将来的にも公益的機能の発揮が期待される。



手入れ不足林（白山市（旧白峰村）西山地区）

（手入れ状況）

林道から約300m離れている森林で、植林後の下刈り作業までは行われていたようであるが、その後の枝打や間伐作業が行われていない。

（林地の状況）

林内は薄暗く下草が少ない状態でモヤシ状の木が多く、下草の生えていない急斜面は土壌の流出も見られる状況。

（経営の可能性）

既に40年経過しており、今後手入れをしても、木材として収入を上げることはほとんど期待できない。

（今後予想される状況）

既存の制度では整備が期待できず、このまま手入れされずに土壌流出等の荒廃が進み、森林機能のさらなる低下が懸念される。



公益的機能の回復のための取組事例

かつて荒廃した森林を復旧するため、長い年月と多くの人手、多額の経費をかけた取組がなされてきている。

（石川県小松市の事例）

銅山開発に伴う煙害等により「はげ山」と化した森林の緑化に昭和47年より63年にかけて取組み、堆肥と種子のヘリコプター散布などにより緑の復旧に成功した。

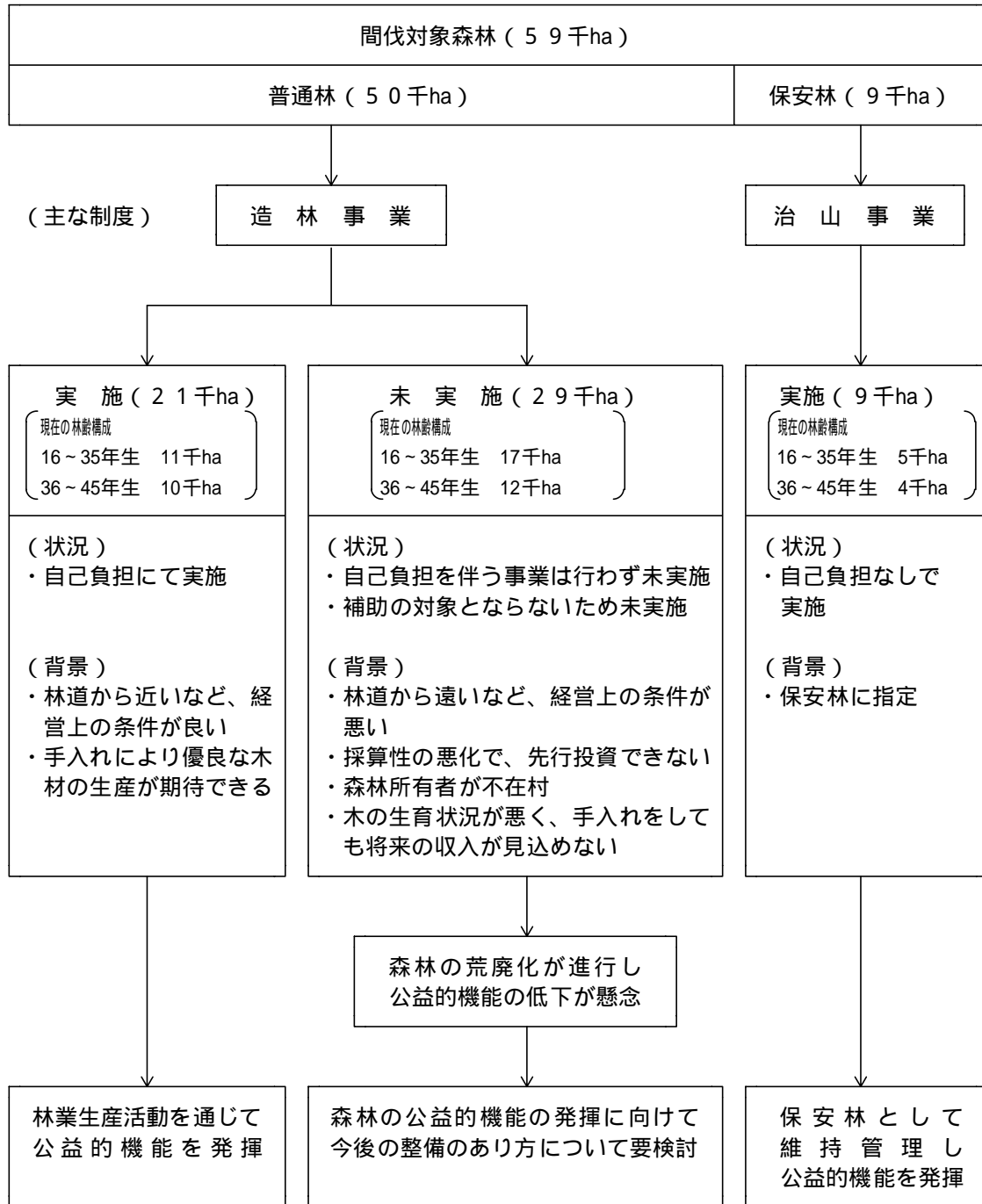
（北海道襟裳岬の事例）

開拓による森林伐採や家畜の放牧により砂漠化が進み、海が濁ったため主要産業である水産業に大きな打撃を与えたが、昭和28年から本格的に進められた緑化により飛砂の発生や濁水の流入が抑制され漁場としてよみがえった。

（参考）石川県小松市の事例（緑化前、緑化後）



森林の整備に関する制度（本文3ページ関連）
石川県（私有林）における間伐の実施状況



保安林制度

水源かん養や山地災害防止など、県民の暮らしを守るために特に重要な役割を果たしている森林は保安林に指定されている。

保安林に指定された場合には、森林所有者は税制上の優遇措置などが受けられるものの、伐採規制などの森林の取扱いに関する制限が多いことから、指定に慎重な森林所有者が多い。

石川県の保安林（民有林）の現況（H14）

（単位：百ha）

保安林種	指 定 の 目 的	面積
水源かん養	・降った雨を蓄え、徐々に川に流すことで、洪水や濁水を緩和する ・きれいでおいしい水を育む	333
土砂流出防備	・雨による表土の侵食、土砂の流出、崩壊による土石流などを防ぐ	70
土砂崩壊防備	・山崩れを防ぎ、住宅や鉄道、道路などを守る	2
飛砂防備	・砂浜などから飛んでくる砂を防ぎ、隣接する農地や住宅を守る	12
防 風	・風の強い地域で、田畑や住宅などに対する風の被害を防ぐ	2
なだれ防止	・なだれの発生を防ぐ ・なだれ発生時にはその勢いを弱め、被害を防ぐ	7
魚つき	・水面に陰をつくったり、流れ込む水の汚濁を防いだり、養分の豊かな水を供給し、魚の繁殖を助ける	1
保 健	・森林レクリエーション活動等の場を提供する ・空気の浄化や騒音の緩和により生活環境を守る	(127) 28
その他	・住宅や田畑への潮害を防ぐ ・船舶の航行の目標となる 等	3
計		(127) 458

注：1 上段（ ）数値は兼種保安林

2 その他は、潮害防備、干害防備、水害防備、落石防備、航行目標、風致保安林

保安林の指定率

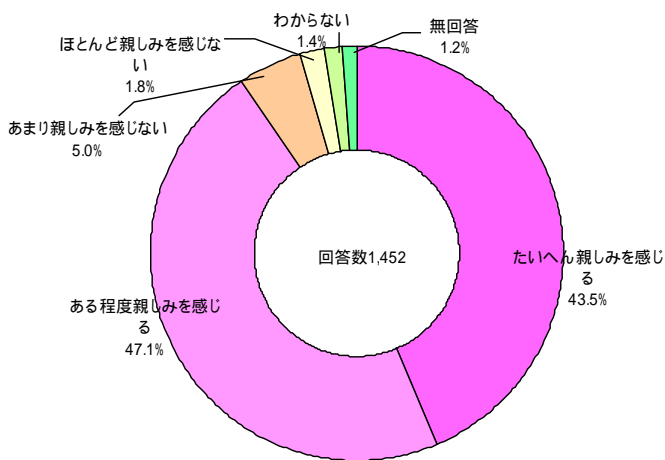
（単位：百ha）

区 分	面 積	保安林	うち	保安林率
			水源かん養保安林	
森 林（民有林）	2,518	458	333	18%
うち人工林	992	142	111	14%

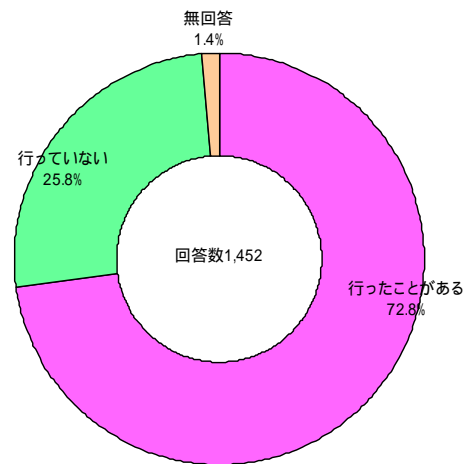
森林に対する県民の意識（本文4ページ関連）

石川の森林に関する県民意識調査の結果

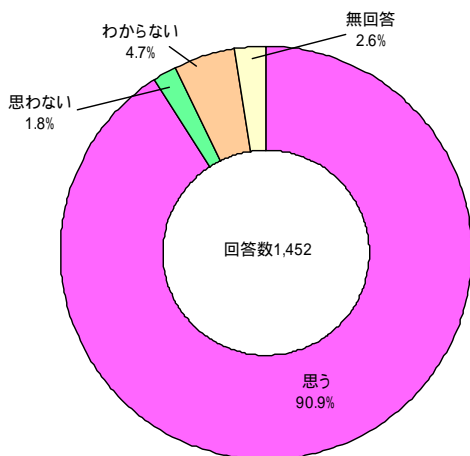
森林に親しみを感じますか



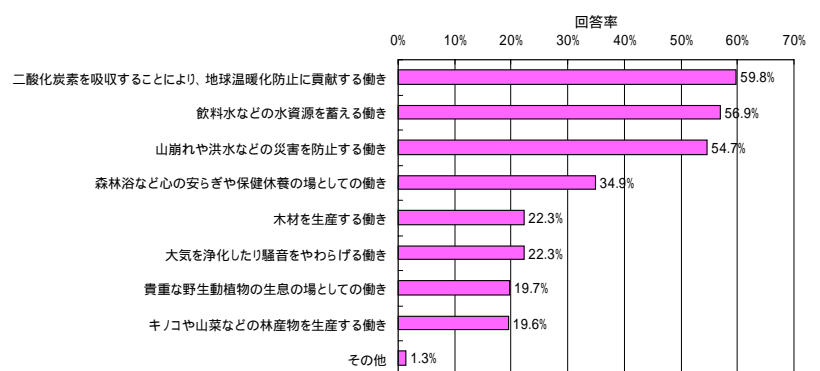
ここ1年くらいの間に山や森に行きましたか



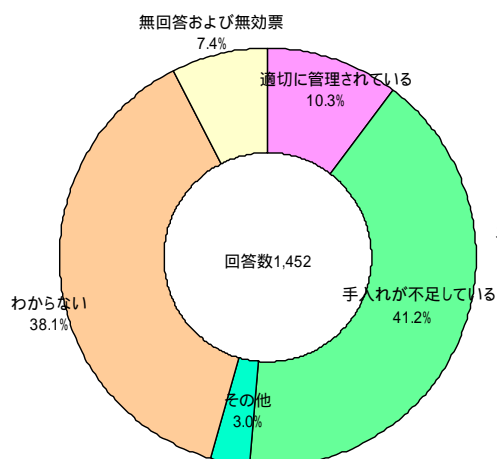
日常生活の中で、森林の恩恵を受けていると思いますか



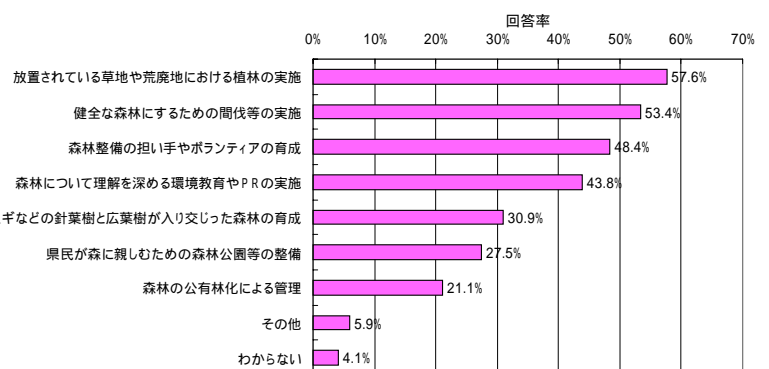
森林にどのような働きを期待しますか



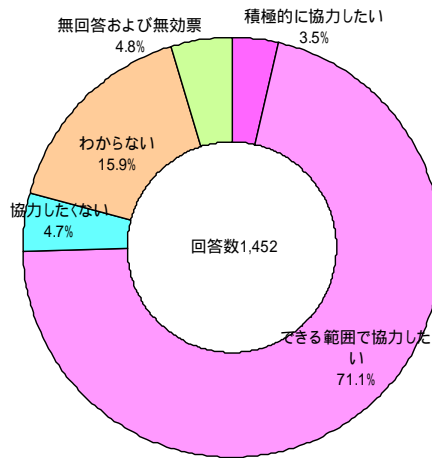
森林の現状についてどう考えていますか



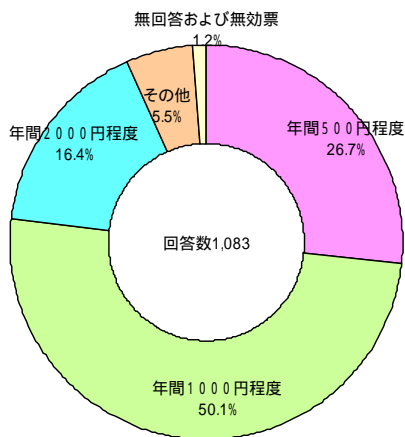
森林を守り育てていく上で、今後どのようなことが必要だと思いますか



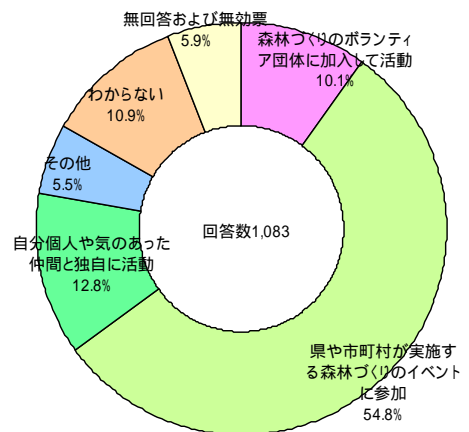
森林の公益的な働きを維持強化していくために、費用負担やボランティア活動（労働力提供）などに協力したいと思いますか



費用負担するならば、年間どれくらいなら負担してもよいと思いますか



森林づくりの作業にボランティアとして参加する場合、どのような活動がよいと思いますか



今後のいしかわの森づくりのあり方（本文5～7ページ関連）

広葉樹との混交林

林業採算性の悪化等から、間伐などの整備がなされず、今後も木材生産のための管理を期待しにくい人工林については、過密な樹木を強度に間伐し、林内を明るくすることにより、広葉樹の進入を促し、針葉樹と広葉樹が混交した状態に誘導していくことが適当と考えられる。

自然状態に近い混交林では、人工林のような木材生産は期待できないが、人工林のような頻繁な手入れを行わなくても、安定して公益的機能の発揮が期待される。

強度間伐による混交林化のイメージ



県における新たな森林整備制度の事例

区 分	高 知 県	岡 山 県	鳥 取 県
整備の対象となる森林の選定基準	<p>公益的機能の発揮が求められ、緊急に整備が必要な次のいずれかに該当する森林を「有識者等による委員会」で決定</p> <p><u>主要ダム上流域森林</u> <u>主要取水源の上流域森林</u> <u>保全対象（人家や公道等）の上部森林</u> これらに準ずる森林</p>	<p>次のいずれかに該当する森林 16・35年生で奥地にある森林</p> <p>（国補助対象であるが、間伐が進みがたい奥地森林について、奥地作業の経費掛かり増し分（約3割）を考慮して補助 36・45年生の森林（国の補助対象外）</p>	<p>水源地域等で手入れがされず放置されている16・60年生の森林</p> <p>（ため池等の地或用水源も対象とするため、地域的な線引きはせず、「有識者等による委員会」で実施箇所を決定</p>
対象面積	で9fha、 は未設定	全体対象面積：特に定めなし	全体対象面積：6fha
所有者に対する規制措置等	<p>所有者と県で次の協定を締結</p> <p>公益的機能を優先するため、<u>間伐本数率で40%以上の強度間伐</u>を行い、広葉樹との混交林化を促進 <u>整備後10年間の皆伐の禁止</u></p>	<p>国の補助事業と同様であり<u>整備後の規制措置は特になし</u></p> <p><u>間伐は通常の方法</u> (間伐本数率20～30%)</p>	<p>所有者と県で次の協定を締結</p> <p>公益的機能を優先するため、<u>間伐本数率で概ね40%以上の強度間伐</u>を行い、広葉樹との混交林化を促進 <u>整備後一定期間（林齢80年まで）は皆伐又は転用を禁止</u></p>
事業主体	県（県が森林所有者に代わって実施）	森林所有者、森林組合等（現行制度と同）	県（県が森林所有者に代わって実施）
助 成 率	100%	85%（現行制度と同）	100%
主 な 事業内容	<p>H16財源：1.4億円（独自税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備（間伐：350ha） 9千万円 ・県民参加の森づくり 5千万円 	<p>H16財源：約3億円（独自税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備（間伐：700ha） 1億3千万円 ・県産材利用促進 8千万円 ・担い手育成 4千万円 ・その他普及啓発等 5千万円 	<p>予定財源：約1億円（独自税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備（間伐210ha程度） ・荒廃地植生回復のための条件整備（簡易階段工等） ・森づくりへの参加を促す森林体験
制 度 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の整備保全のための県民理解の増進を図ることが主目的で、<u>放置森林全体の解消を図るものではない</u> ・所有者の強度間伐に対する抵抗感があり、協定締結に至るケースは5割程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の整備保全のため既存施策の<u>拡充及び強化を図るもの</u> ・新たに制度化した36・45年生の間伐要望が大（主に間伐材の販売が見込める比較的手入れされてきたヒノキ林） 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の整備保全のための県民理解の増進を図ることが主目的で、<u>放置森林全体の解消を図るものではない</u>

用語解説

下層植生

森林内の低木や草本類からなる植物のまとまりをいい、林内の環境を示す指標となっている。

里山林

歴史的に、薪、炭、椎茸栽培、山菜や落葉採取など、人の生活と密接な関わりを持って維持されてきた森林で、本県では集落又は市街地周辺の広葉樹を主体とした森林を指す場合が多い。

浸透能

ある一定時間内に土壌の表面を通過して、水が土中に吸収される量の最大値のことで、mm/hrの単位（時間当たりの雨水量）で表す。

長伐期施業

大径材の生産等を目的として、通常であれば植林した樹木を50年程度で伐採するところを、80年生以上の大きな樹木になるまで伐採しない管理経営方法のこと。

フィトンチッド

フィトンとは「植物」、チッドとは「殺す、殺菌」の意味で、ロシアの学者トーキンが作成した言葉で、森林の中の空気に含まれている、樹木から放出されたいろいろな芳香物質のこと。これが体に良い効果をもたらすとされる。

不在村森林所有者

自分の森林が所在する市町村の区域に居住していない森林所有者のこと。

バイオマス

バイオとは「生物資源」、マスとは「量」を意味し、自然の中で作りだされる再生可能な生物性資源のことで、一般的には、エネルギー資源としての樹木などの植物、稲わら・籾殻等農業生産物、海藻等水産資源、食品廃棄物、家畜排泄物などを指す。

山元立木価格

山に生えている樹木の価格のことで、一般に丸太の市場価格から伐採や搬出等に必要経費を差し引いて計算され、幹の材積1m³当たりの価格で表される。

林家

林業を営む世帯。2000年世界農林業センサスでは、所有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

林業就業者

林業に就業している者のことで、本県では、主に森林組合や造林会社等との雇用契約により林業に従事している。

なお、造林会社等が組織する団体として石川県森林整備協同組合がある。

林業公社

個人による造林が進みにくい地域において、分収方式によって計画的、集団的に造林を推進することによって、森林資源の充実や国土の保全、山村の振興を進めるため、民法第34条の規定に基づき設立された公益法人で、平成17年2月現在、全国38府県に42の公社がある。

齡級

樹木の年齢を林齡といい、林齡を一定の幅（5カ年）でひとくくりにした呼称。

一般に、林齡が1～5年生を「1齡級」、6～10年生を「2齡級」という表し方をする。